

指定地域福祉活動支援事業助成金 交付申請の受付について



山形村共同募金委員会では、下記により令和4年度の指定地域福祉活動支援事業助成金の交付団体・グループを募集します。

指定地域福祉活動支援事業助成金は令和3年度に皆様からご寄付いただきました「赤い羽根共同募金の寄付金」を財源に活用させていただいております。

地域の支え合い・助け合いの推進を目的に **地域貢献活動** を行なっている団体・グループの諸経費に対して助成金を交付いたします。
尚、助成金の交付は、山形村共同募金委員会/審査委員会の審査後に行います。

例えば・・・

- ★毎月10日のレクリエーション大会で参加者の体力向上と認知症予防を目指す！
毎月20日には会員全員で公民館周辺の環境整備を行う。
施設の使用料や、ゴミばさみとゴミ袋の購入に充てたい。
- ★野球チームのみんなで、一人暮らし高齢者の方のちょっとしたお手伝い！
ボランティア活動保険に加入したい。
- ★地域に住む、ひとり親家庭へお弁当を配布したい！
材料や消耗品の購入費にしたい。



申請の受付期間につきましては、下記のとおりお願いいたします。
今年度も新型コロナウイルス感染症予防対策の一環として、合同説明会は行いません。
ご相談等がある場合は個別に応じますので、下記【申請受付・問い合わせ先】までご連絡ください。

受付

期間：令和4年4月1日（金）～令和5年1月31日（火）

〔第一次締切〕令和4年4月28日 〔第二次締切〕令和4年7月29日

〔第三次締切〕令和4年10月31日 〔第四次締切〕令和5年1月31日

※各締切り後に、審査委員会を行い、交付決定をいたします。

時間：午前8時30分～午後5時30分まで（土日祝を除く）

指定地域福祉活動支援事業助成金の詳細は裏面をご覧ください。
申請用紙はホームページからダウンロードできます。



申請受付
問い合わせ先

■山形村共同募金委員会/事務局（担当:村上・宮田）
山形村4520-1(山形村保健福祉センターいちいの里内)
電話:0263-97-2102 FAX:0263-97-2108



指定地域福祉活動支援事業助成金

趣 旨

地域福祉活動を振興し地域福祉の推進をはかるために、住民団体等が村内各地域において、高齢者・障害者・児童・青少年その他の住民全般を対象に実践する各種活動に要する経費に対して助成金を交付します。

助成金交付限度額

一般指定活動 上限 30,000円

但し、交付申請額の1割以上の額を本助成金以外の収入で負担することとする。

助成金交付対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

対 象 者

山形村内の住民団体・グループ

但し、山形村社会福祉協議会から他の助成金、サロン活動負担金等を交付されている団体・グループは対象外



助 成 対 象 活 動

生活支援活動

日常生活支援活動、サロン、療養活動、施設団体活動、在宅介護者支援活動

社会参加活動

福祉教育・学習活動、自立・就労支援活動、体験・交流・イベント活動、住みよいまちづくり活動

総合福祉的活動

児童・青少年関係活動、生活相談活動、情報提供・啓発活動、その他の地域福祉活動

※生活支援活動を除き飲食代は対象になりません。

助 成 対 象 経 費

事業関係

謝礼、施設・備品の借上料、入場料・使用料、資料購入費、材料購入費、広報費、企画・調査・研究費、資料・資材作成費、研修費、その他

備品関係

行事用備品費、事務用備品費、生活用品費、機能回復訓練備品費、介助用備品費、趣味・スポーツ用備品費、その他

お気軽にお問い合わせ下さい。

山形村共同募金委員会事務局